

情緒障害児短期治療施設の一覧

平成18年9月1日現在

番号	都道府県市	施設名	設置主体	経営主体	定員		〒	所在地	TEL
					入所部	通所部			
1	北海道	バウムハウス	(福) タラブ	(福) タラブ	50	-	052-0012	伊達市松ヶ枝町243-1	0142-21-6006
2	岩手県	ことりさわ学園	(福) 岩手愛児会	(福) 岩手愛児会	50	-	020-0102	盛岡市上田字松屋敷11-20	019-662-5656
3	茨城県	内原深敬寮	(福) 同仁会	(福) 同仁会	40	10	319-0323	東茨城郡内原町鯉淵2508-1	029-257-5501
4	群馬県	青い鳥ぐんま	(福) 希望の家	(福) 希望の家	38	15	376-0101	みどり市大間々町大間々24-5	0277-73-2605
5	長野県	長野県諏訪湖健康学園	長野県	長野県	50	-	392-0027	諏訪市湖岸通り1-19-1	0266-52-0397
6	岐阜県	児童心理療育施設桜学館	(福) 桜友会	(福) 桜友会	48	10	501-3932	岐阜県関市福口777-1	0575-24-0050
7	静岡県	静岡県立吉原林間学園	静岡県	静岡県	50	-	417-0801	富士市大淵2781	0545-35-0076
8	愛知県	愛知県立ならわ学園	愛知県	(福) 愛知県厚生事業団	50	-	475-0932	半田市鶯根町3-40-1	0569-27-5843
9	愛知県	中日青葉学園わかば館	(福) 中日新聞社会事業団	(福) 中日新聞社会事業団	35	-	470-0131	日進市岩崎町竹ノ山149-164	0561-74-7752
10	滋賀県	さざなみ学園	(福) さざなみ学園	(福) さざなみ学園	50	-	522-0004	彦根市鳥居本町1586	0749-22-2523
11	京都府	るんびに学園	(福) るんびに苑	(福) るんびに苑	30	-	629-1244	綾部市十倉中町米谷16	0773-46-0543
12	大阪府	希望の社	(福) 大阪府衛生会	(福) 大阪府衛生会	54	-	569-1041	高槻市奈佐原955	0726-96-7033
13	"	あゆみの丘	(福) 阪南福祉事業会	(福) 阪南福祉事業会	50	-	597-0101	貝塚市三ヶ山392	0724-47-1200
14	"	ひびき	(福) 大阪水上隣保館	(福) 大阪水上隣保館	50	-	618-0001	三島郡島本町山崎5-3-18	050-5530-2492
15	兵庫県	兵庫県清水が丘学園	兵庫県	(福) 兵庫県社会福祉事業団	35	15	674-0074	明石市魚住町清水2744	078-943-0501
16	鳥取県	鳥取こども学園	(福) 鳥取こども学園	(福) 鳥取こども学園	30	15	680-0061	鳥取市立川町5-417	0857-21-9551
17	岡山県	岡山県立津島児童学院	岡山県	(福) 旭川荘	50	-	700-0012	岡山市いずみ町3-12	086-252-2185
18	山口県	山口県立みほり学園	山口県	(福) 山口県社会福祉事業団	50	-	753-0214	山口市大内御堀951	0839-22-8605
19	香川県	若竹学園	(福) 四恩の里	(福) 四恩の里	30	-	761-8004	高松市中山町1501-192	0878-82-1000
20	高知県	珠光寮	(福) 同朋会	(福) 同朋会	30	-	789-1201	高岡郡佐川町甲1115-3	0889-22-4333
21	福岡県	福岡県立筑後いずみ園	福岡県	福岡県	50	-	834-0034	筑後市大字下北島210	0942-52-2404
22	長崎県	大村椿の森学園	(福) カメリア	(福) カメリア	35	15	856-0023	大村市上諏訪町1088-2	0957-48-5678
23	熊本県	こどもL.E.C.センター	(福) 基督教児福社 社会 広安愛児園	(福) 基督教児福社 社会 広安愛児園	35	15	861-2234	上益城郡益城町古閑73	096-331-0210
24	鹿児島県	鹿児島自然学園	(福) くろしお会	(福) くろしお会	35	15	891-1105	日置郡山町嶽2208	099-245-6630
25	仙台市	小松島子どもの家	(福) 仙台ササキ教育児院	(福) 仙台ササキ教育児院	50	-	981-0906	仙台市青葉区小松島新堤7-1	022-233-1755
26	横浜市	横浜いずみ学園	(福) 横浜博萌会	(福) 横浜博萌会	56	15	245-8560	横浜市戸塚区汲沢町991	045-871-1511
27	名古屋市	名古屋市くすのき学園	名古屋市	名古屋市	35	15	466-0827	名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6111
28	京都市	京都市児童福祉センター 青葉寮	京都市	京都市	35	15	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2173
29	大阪市	大阪市立児童院	大阪市	大阪市	35	15	550-0012	大阪市西区立売堀4-10-18	06-6531-9000
30	"	大阪市立弘済のぞみ園	大阪市	(福) みおつくし福祉社会	40	-	565-0874	吹田市古江台6-2-1	06-6871-8012
31	広島市	広島市児童療育指導センター 愛育園	広島市	(福) 広島市社会福祉事業団	35	15	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0683
合計					1,311	185			

情緒障害児短期治療施設の在籍児童数等の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率
		人	人	%
平成 7	16	770	560	72.7
8	16	775	579	74.7
9	16	775	593	76.5
10	17	825	673	81.6
11	17	825	650	78.8
12	17	844	865	102.5
13	19	944	719	76.2
14	20	979	764	78.0
15	25	1,159	840	72.5
16	25	1,209	910	75.3
17	27	1,323	1,030	77.9

資料：社会福祉施設等調査報告 [各年10月1日現在]

情緒障害児短期治療施設の入所率等（都道府県市別）

		施設数	定員	在所者	入所率
	全 国	27	1,323	1,030	77.9%
1	北海道	1	50	37	74.0%
2	青森県	0	0	0	-
3	岩手県	1	50	49	98.0%
4	宮城県	0	0	0	-
5	秋田県	0	0	0	-
6	山形県	0	0	0	-
7	福島県	0	0	0	-
8	茨城県	1	50	30	60.0%
9	栃木県	0	0	0	-
10	群馬県	0	0	0	-
11	埼玉県	0	0	0	-
12	千葉県	0	0	0	-
13	東京都	0	0	0	-
14	神奈川県	0	0	0	-
15	新潟県	0	0	0	-
16	富山県	0	0	0	-
17	石川県	0	0	0	-
18	福井県	0	0	0	-
19	山梨県	0	0	0	-
20	長野県	1	50	17	34.0%
21	岐阜県	1	58	23	39.7%
22	静岡県	1	50	41	82.0%
23	愛知県	2	85	84	98.8%
24	三重県	0	0	0	-
25	滋賀県	1	50	49	98.0%
26	京都府	1	30	30	100.0%
27	大阪府	2	104	95	91.3%
28	兵庫県	1	50	47	94.0%
29	奈良県	0	0	0	-
30	和歌山県	0	0	0	-
31	鳥取県	1	45	33	73.3%
32	島根県	0	0	0	-
33	岡山県	1	50	33	66.0%
34	広島県	0	0	0	-
35	山口県	1	50	39	78.0%
36	徳島県	0	0	0	-
37	香川県	1	30	26	86.7%
38	愛媛県	0	0	0	-
39	高知県	0	0	0	-
40	福岡県	1	50	42	84.0%
41	佐賀県	0	0	0	-
42	長崎県	1	50	40	80.0%
43	熊本県	1	50	44	88.0%
44	大分県	0	0	0	-
45	宮崎県	0	0	0	-
46	鹿児島県	1	50	46	92.0%
47	沖縄県	0	0	0	-
48	札幌市	0	0	0	-
49	仙台市	1	50	23	46.0%
50	さいたま市	0	0	0	-
51	千葉市	0	0	0	-
52	横浜市	1	71	60	84.5%
53	川崎市	0	0	0	-
54	静岡市	0	0	0	-
55	名古屋市	1	50	35	70.0%
56	京都市	1	50	29	58.0%
57	大阪市	1	50	39	78.0%
58	神戸市	0	0	0	-
59	広島市	1	50	39	78.0%
60	北九州市	0	0	0	-
61	福岡市	0	0	0	-

資料：平成17年社会福祉施設等調査報告 [平成17年10月1日現在]

情緒障害児短期治療施設における養護問題発生理由別児童数

	児童数	
		(構成割合)
総数	768	100.0%
父の死亡	16	2.1%
母の死亡		
父の行方不明	8	1.0%
母の行方不明		
父母の離婚	42	5.5%
両親の未婚	*	*
父母の不和	15	2.0%
父の拘禁	8	1.0%
母の拘禁		
父の入院	9	1.2%
母の入院		
家族の疾病の付添	*	*
次子出産	*	*
父の就労	25	3.3%
母の就労		
父の精神疾患等	91	11.8%
母の精神疾患等		
父の放任・怠だ	108	14.1%
母の放任・怠だ		
父の虐待・酷使	176	22.9%
母の虐待・酷使		
棄児	6	0.8%
養育拒否	33	4.3%
破産等の経済的理由	9	1.2%
児童の問題による監護困難	*	*
その他	92	12.0%
特になし	97	12.6%
不詳	33	4.3%

(資料)児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

情緒障害児短期治療施設における退所理由別退所者数

	退所者数（人）	構成割合（％）
総数	339	100.0%
就職	15	4.4%
家庭復帰	228	67.3%
他の社会福祉施設等への転所	79	23.3%
公営住宅への入居	0	0.0%
入院	3	0.9%
死亡	0	0.0%
その他	14	4.1%

資料：平成15年社会福祉施設等調査 [平成15年10月1日現在]
過去1年間（平成14年10月2日～平成15年10月1日）に退所した児童を対象

情緒障害児短期治療施設の家族療法事業実施施設数(都道府県市別)

番号	都道府県市名	実施施設数
1	北海道	
2	青森県	
3	岩手県	1
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	1
22	静岡県	1
23	愛知県	1
24	三重県	
25	滋賀県	1
26	京都府	1
27	大阪府	3
28	兵庫県	1
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	1
32	島根県	
33	岡山県	1
34	広島県	
35	山口県	1
36	徳島県	
37	香川県	1
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	1
44	大分県	
45	宮崎県	
46	鹿児島県	1
47	沖縄県	
48	札幌市	
49	仙台市	
50	さいたま市	
51	千葉市	
52	横浜市	1
53	川崎市	
54	静岡市	
55	名古屋市	1
56	京都市	1
57	大阪市	1
58	堺市	
59	神戸市	
60	広島市	1
61	北九州市	
62	福岡市	
	合計	21

(平成18年度)

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。
(児童福祉法第44条)

- <対象児の具体例>
- ・ 窃盗を行った児童
 - ・ 浮浪・家出の児童
 - ・ 性非行を行った児童

2. 定員等の状況 (17.10.1現在/社会福祉施設等調査報告)

施設数	定員	現員	国立 公立 私立	5	2か所 4か所 2か所
58か所	4,227人	1,828人 (43.2%)			

3. 年齢別入所児童数 (17.10.1現在/社会福祉施設等調査報告) (人)

0～6	7～12	13	14	15	16	17	18以上	計
0	221	252	554	508	176	85	32	1,828

4. 入所手続

施設への入所(通所も含む)は、都道府県知事(その委任を受けた児童相談所長)が児童福祉法に基づいて行う措置(行政処分)として行われる。

都道府県知事が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
 - ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合
- の2つがある。①の場合は親権者の意に反して入所措置を採ることはできない。

5. 処遇形態・処遇体制

処遇形態は基本的に開放処遇。処遇体制は、大きく分けて小舎夫婦制と交替制がある。小舎夫婦制は、夫婦である児童自立支援専門員と児童生活支援員が児童と一緒に寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援するという伝統的な形態である。交替制は、職員が交替で支援に当たる形態。

6. 職員配置等

○児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は通じて児童5人につき1人以上。

○平成16年度より、

- ・総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置。
- ・虐待を受けた児童の入所の増加に対応するため、個別対応職員を配置。
- ・入所する被虐待児にきめ細かな支援を行うための経費に充てる加算を創設。

○平成17年度より、

- ・施設内において小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置。

○平成18年度より、

- ・心理療法が必要と児童相談所長が認めた児童が10名以上いる施設について、心理療法担当職員を常勤で配置。
- ・家族療法事業を実施する場合に、上記の心理療法担当職員に加え、非常勤指導員を配置。

○平成19年度より、個別対応職員を常勤で配置。

児童自立支援施設の在籍児童数等の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	入所率
		人	人	%
平成 7	57	4,580	1,755	38.3
8	57	4,580	1,779	38.8
9	57	4,582	1,828	39.9
10	57	4,844	1,998	41.2
11	57	4,510	1,862	41.3
12	57	4,374	1,790	40.9
13	57	4,210	1,794	42.6
14	57	4,211	1,659	39.4
15	58	4,363	1,714	39.3
16	58	4,371	1,872	42.8
17	58	4,227	1,828	43.2

資料：施設数、入所定員、在籍児童数は「社会福祉施設等調査報告」
 [各年度10月1日現在]

児童自立支援施設における年齢別在籍児童数

(単位：人)

	児童自立支援施設 在籍児童数	構成割合 (%)
総数	1,828	100.0%
0歳	—	—
1	—	—
2	—	—
3	—	—
4	—	—
5	—	—
6	—	—
7	1	0.1%
8	6	0.3%
9	13	0.7%
10	40	2.2%
11	64	3.5%
12	97	5.3%
13	252	13.8%
14	554	30.3%
15	508	27.8%
16	176	9.6%
17	85	4.6%
18歳以上	32	1.8%

資料：平成17年社会福祉施設等調査 [平成17年10月1日現在]

児童自立支援施設における養護問題発生理由別
児童数

	児童数	
		(構成割合)
総数	1,657	100.0%
父の死亡	32	1.9%
母の死亡		
父の行方不明	45	2.7%
母の行方不明		
父母の離婚	205	12.4%
両親の未婚	*	*
父母の不和	42	2.5%
父の拘禁	27	1.6%
母の拘禁		
父の入院	17	1.0%
母の入院		
家族の疾病の付添	*	*
次子出産	*	*
父の就労	106	6.4%
母の就労		
父の精神疾患等	83	5.0%
母の精神疾患等		
父の放任・怠だ	344	20.8%
母の放任・怠だ		
父の虐待・酷使	187	11.3%
母の虐待・酷使		
棄児	14	0.8%
養育拒否	77	4.6%
破産等の経済的理由	20	1.2%
児童の問題による監護困難	*	*
その他	123	7.4%
特になし	137	8.3%
不詳	198	11.9%

(資料)児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧

(平成19年度)

番号	都道府県名	施設名	H18	H19新規	H20以降 予定	備考
1	国立	武蔵野学院	☆			中:分教室
2	"	きぬ川学院	☆			中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校			★	
4	"	向陽学院			★	
5	"	大沼学園			★	
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆			分教室
7	岩手県	社陵学園			★	
8	宮城県	さわらび学園	☆			分教室
9	秋田県	千秋学園		☆		分校
10	山形県	朝日学園			★	
11	福島県	福島学園			★	
12	茨城県	茨城学園	☆			分教室
13	栃木県	那須学園	☆			小:分教室、中:分校
14	群馬県	ぐんま学園	☆			分校
15	埼玉県	埼玉学園	☆			小:分教室、中:分校
16	千葉県	生実学校	☆			分教室
17	東京都	誠明学園	☆			本校
18	"	萩山実務学校	☆			中:分校
19	神奈川県	おおいそ学園	☆			分校
20	新潟県	新潟学園	☆			分校
21	富山県	富山学園			★	
22	石川県	児童生活指導センター	☆			分校
23	福井県	和敬学園			★	
24	山梨県	甲陽学園			★	H20予定(分校)
25	長野県	波田学院	☆			小:分教室、中:分校
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆			分校
27	静岡県	三方原学園	☆			分校
28	愛知県	愛知学園			★	
29	三重県	国児学園	☆			分校
30	滋賀県	淡海学園	☆			分教室
31	京都府	淇陽学校			★	
32	大阪府	修徳学院			★	
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	
34	兵庫県	明石学園	☆			分教室
35	奈良県	精華学院			★	
36	和歌山県	仙溪学園	☆			小:分教室、中:分校
37	鳥取県	喜多原学園	☆			小:分教室、中:分校
38	島根県	わかたけ学園	☆			分校
39	岡山県	成徳学校			★	
40	広島県	広島学園			★	
41	山口県	育成学校	☆			小:分教室、中:分校
42	徳島県	徳島学院	☆			小:分教室、中:分校
43	香川県	斯道学園	☆			分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆			小:分教室、中:分校
45	高知県	希望が丘学園	☆			分校
46	福岡県	福岡学園	☆			分校
47	佐賀県	虹の松原学園		☆		分校
48	長崎県	開成学園	☆			分校
49	熊本県	清水が丘学園			★	
50	大分県	二豊学園			★	
51	宮崎県	みやざき学園			★	
52	鹿児島県	牧ノ原学園			★	H20予定(小:分教室、中:分校)
53	沖縄県	若夏学院	☆			小:分教室、中:分校
54	横浜市	向陽学園			★	
55	"	横浜家庭学園			★	
56	名古屋市	玉野川学園			★	
57	大阪市	阿武山学園			★	
58	神戸市	若葉学園	☆			分教室
合計			32	2	23	

資料:家庭福祉課調べ

夫婦小舎制の施設数（推移）

	施設数	うち夫婦小舎制を実施 （一部他の形態を 実施している施設も含む）	割合 （％）
各施設創立時 （明治～昭和）	57	37	64.9%
S58年	57	37	64.9%
平成8年度	57	29	50.9%
平成9年度	57	29	50.9%
平成10年度	57	28	49.1%
平成11年度	57	28	49.1%
平成12年度	57	27	47.4%
平成13年度	57	26	45.6%
平成14年度	57	25	43.9%
平成15年度	58	24	41.4%
平成16年度	58	23	39.7%
平成17年度	58	21	36.2%

出典：S58まで 児童自立支援施設運営ハンドブック

平成8～11、14、16、17年度は全国児童自立支援施設運営実態調査
（全国児童自立支援施設協議会調）

平成12年度、平成13年度、平成15年度は家庭福祉課調べ

児童自立支援施設における 家庭裁判所の決定による措置児童の割合（％）

昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
12.4%	17.0%	22.1%	21.1%	28.7%

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注) 対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所

児童自立支援施設における入所経路別措置児童数

	昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
児相措置人数 (割合)	1,620人 (87.6%)	1,747人 (83.0%)	1,214人 (77.9%)	996人 (78.9%)	955人 (71.3%)
家裁決定人数 (割合)	229人 (12.4%)	357人 (17.0%)	344人 (22.1%)	266人 (21.1%)	384人 (28.7%)
合計 (割合)	1,849人 (100.0%)	2,104人 (100.0%)	1,558人 (100.0%)	1,262人 (100.0%)	1,339人 (100.0%)

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注) 対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所



児童自立支援施設の退所児童に関する自立目標達成・未達成の割合

	自立目標達成						自立目標未達成						合計
	家庭復帰後就学	家庭復帰後就職	自立就職	措置変更	その他	小計	家庭引き取り	家裁送致	措置変更	行方不明	その他	小計	
昭和58年度	19.4%	27.2%	19.0%	3.7%	4.2%	73.5%	11.0%	9.8%	1.7%	2.7%	1.3%	26.5%	100.0%
昭和63年度	18.1%	35.2%	17.6%	4.2%	4.7%	79.8%	8.5%	7.4%	1.2%	2.1%	1.0%	20.2%	100.0%
平成5年度	18.7%	36.8%	10.4%	4.1%	8.0%	78.0%	9.0%	7.3%	2.6%	2.1%	1.0%	22.0%	100.0%
平成10年度	35.8%	21.4%	9.7%	4.8%	3.8%	75.5%	11.5%	7.8%	1.4%	2.0%	1.8%	24.5%	100.0%
平成15年度	46.6%	16.5%	6.6%	5.7%	5.0%	80.4%	7.5%	6.8%	1.6%	1.6%	2.1%	19.6%	100.0%

※平成5年度までは全国教護院協議会「全国教護院運営実態調査」より、平成10年度及び15年度は全国児童自立支援施設協議会「全国児童自立支援施設運営実態調査」による。

※自立目標達成の「その他」は里親委託などである。また、自立目標未達成については、それぞれ、「家庭引き取り」は無断外出等の後、親が無理やり引き取った場合など、「家裁送致」は施設内や無断外出中に問題を起こして家裁に送られた場合など、「措置変更」は国立施設等への措置変更、「その他」はやはり無断外出等の後のおじ、おばへの引き取りなどである。